

FOR TOMORROW

しぶや法人



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈代々木公園 紅葉 写真提供：町田 和子氏〉

— 会員増強キャンペーンにご協力下さい —
— 令和5年10月インボイス制度が始まります —

2022.10・11
No. **578**
令和4年

第2回理事会を開催／広報委員会を開催	— 3
電子帳簿保存法における電子取引データの保存とは？	— 8
【実践税務調査】税務調査は詰めで決まる	— 9
ストレスはなぜ？／パワハラ防止／寝酒の良し悪し	— 10
都税コーナー	— 14

法人会掲示板

10月・11月(12月)実施予定の主な事業について

一般参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 10月13日 法人会全国大会 <千葉大会>
(税制改正要望全国大会) 開催
- 10月13日 オンラインセミナー：年末調整・法定調書講座開催(申込締切済み)
- 10月13日 税務相談日
- 10月21日 第8ブロック税務講習会
- 10月25日 第2ブロック税務講習会
- 10月25日 インボイスセミナー
- 10月26日 インボイスセミナー
- 10月28日 第6ブロック税務講習会
- 11月1日 第10ブロック税務講習会
- 11月2日 第9ブロック税務講習会
- 11月5日 渋谷区くみんの広場：代々木公園<第1日>
- 11月6日 渋谷区くみんの広場：代々木公園<第2日>
- 11月16日 令和4年度 渋谷税務署長納税表彰式
- 11月21日 税を考える週間協賛行事：経営税務学校
- 11月24日 法人会全国青年の集い<沖縄大会>
- 11月24日 税務相談日
- 12月5日 正副会長監事会
- 12月5日 第3回理事会
- 12月7日 税についての「書写、絵はがき、標語、作文」合同表彰式
- 12月15日 税務相談日

生活習慣病健診のご案内

11月の“生活習慣病健診”の日程をご案内します。

11月7日(月)8日(火)9日(水)17日(木)18日(金)です。

この内レディースデーは9日(水)です。

正式なご案内は、9月中旬に別途封書にて差し上げております。

もし日程が合わない場合は、品川区旗の台の健診センターでの受診も可能です。その際は、別途お申込み下さい。

新副会長のご紹介

去る、6月24日(金)セルリアンタワー東急ホテルに於いて開催いたしました、公益社団法人渋谷法人会 第10回総会におきまして、村直工業(株)代表取締役社長村田曉宣(むらたあきのぶ)殿が、副会長及び事業研修委員長に就任されましたので、ご報告させていただきます。



令和4年度税務講習会のご案内

令和4年度税制改正と来年10月から開始される「インボイス制度」の講習会を開催します。

<詳細は同封のチラシを参照>

◆10月19日(水)、10月24日(月)、10月31日(月)

各14時～16時

◆渋谷法人会館 3F 研修室

渋谷区神泉町9-10 TEL: 3461-0758

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和4年10月18日(火)

午後1時30分～3時30分

場所 渋谷税務署 7F 会議室

日時 令和4年11月16日(水)

令和4年11月17日(木)

各午後1時30分～3時30分

場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

該当の会社には、葉書でご案内差し上げます
その他の方は渋谷法人会HPでご確認下さい

会員増強キャンペーン

令和4年10月～令和5年3月

例年10月～12月の3ヶ月間、増強目標を定めて実施している会員増強月間ですが、今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、増強目標を定めず、できるだけ個別訪問等をしていないで、期間を本年10月から来年3月末までに拡大の上、同封の新入会員紹介キャンペーンのチラシを活用していただき実施することにしました。

法人会に入会しますと、法人会が開催いたします諸事業に無料、または非常に安い料金で参加いただけます。決算法人・新設法人等の税務関係説明会や経営セミナー、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域（ブロック）の諸活動にも参加でき、地域での情報も得ることができます。法人会は、様々な業種の法人の集まりです。多くの経営者の方々と親交を深められ、事業のプラスになります。

☆同封の新入会員紹介キャンペーンのチラシをご活用いただき、是非ご紹介下さい☆



今年度第2回理事会を開催

去る9月5日(月)午後3時から、ソーシャルディスタンス確保の為、渋谷エクセルホテル東急において、今年度第2回理事会を開催した。

長島会長の挨拶に続き、7月に赴任された渋谷税務署 宮崎署長にまずご挨拶をいただき、続いて肥海副署長、波木井副署長、高木副署長、永島第一統括官、三浦審理担当上席調査官に自己紹介とご挨拶をいただき、議案審議に入った。

審議は新会員の承認、コロナ禍での事業の経過報告



長島会長挨拶



議案審議



宮崎署長挨拶



署幹部

をし、会員増強キャンペーンを始め、今後の事業の進め方を検討した。

その後渋谷税務署新幹部との名刺交換をした。

出席者は、署から宮崎署長、肥海副署長、波木井副署長、高木副署長、永島第一統括官、三浦審理担当上席調査官、法人会は、長島会長他36名、事務局2名。

広報委員会を開催

9月2日(金)、2020年12月以来実に1年9か月ぶりの広報委員会を開催した。開催を企画するも、緊急事態宣言やまん延防止等重点施策発出のため中止せざるを得なくなり、開催できなかった。

審議内容は10・11月号【No577】、12月号【No578】経過報告と1・2・3月号【No579】の内容を検討した。

クロスワードの問題のストックが切れて来たため、ストックが無くなった場合は、“パズル熟語づくり”“パズル四字熟語”を掲載することにした。出席者は9名。



永島第一統括官



野口広報委員長



広報委員会

正しい税知識を学ぼう

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

📢 「インボイス」とは

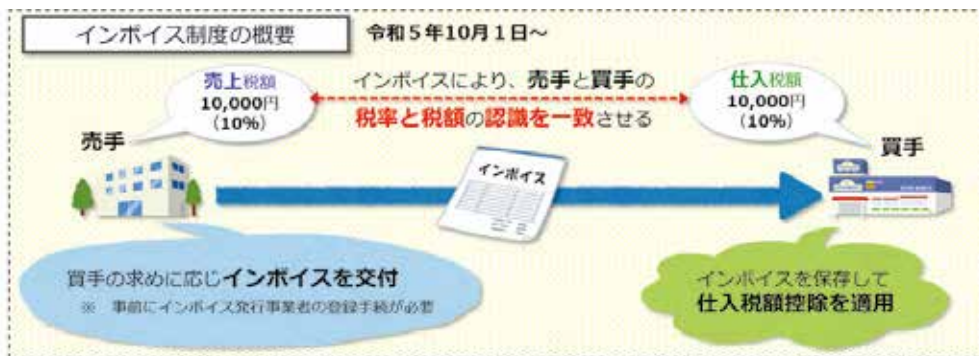
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**
9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

事業に参加することがメリットにつながる

(続)管理監督者の論点

社会保険労務士 安藤 貴裕

はじめに

前号では、いわゆる管理監督者性を判断するうえでの3つの要素（権限の要素、勤務態様の要素、待遇の要素）について、基本的には、権限の要素に基づいて判断を行えば足りるものと考えているということを私見として述べました。

今回は、他の2つの要素、すなわち、勤務態様の要素と待遇の要素が管理監督者性の判断にあたって必須ではないということについてその理由を説明したいと思います。

勤務態様の要素

厚生労働省のリーフレットをみると、管理監督者は、時を選ばず経営上の判断や対応が要請され、労務管理においても一般労働者と異なる立場にある必要があるため、労働時間について厳格な管理をされているような場合は、管理監督者とはいえないなどと説明されています。

労働時間に関する厳格な管理としては、典型例としては、始業・終業時刻との関係で、遅刻や早退があった場合には欠務となった時間に応じて賃金が控除されるケースなどが挙げられます。「管理監督者」として処遇されている者が、労働時間についてこのような管理下にあった場合には、そのような事情は、「管理監督者」性の判断を否定する方向の重要な事情となると説明されています。

しかし、ここで重要なのは、当該「管理監督者」が労働時間について厳格な管理をされているかどうかという点ではなく、労働基準法41条2号に基づく管理監督者としての実態を有する者がなぜ現実の勤務態様においても労働時間等の規制になじまないのかという点です。労働時間について厳格な管理をされている者が管理監督者にはあたらないという判断も、この点に関する説明なしには何の説得力も有しないことになります。

では、現実の勤務態様が労働時間等の規制になじまない理由についてどのように考えたらよいのかという点ですが、この点を行政解釈から紐解いてみると、結局のところ、労働基準法41条2号に基づく管理監督者は、労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない重要な職務と責任を有しているからということに帰着することになります。つまり、管理監督者が現実の勤務態様において労働時間等の規制になじまないのは、そのような重要な職務内容、責任と権限を有しているからということになるのです。

この社会あなたの税がいきている

このようにみえてくると、「権限の要素」との関係を離れて「勤務態様の要素」を独自に検討する必要性は乏しく、「勤務態様の要素」は、「権限の要素」の判断に包含されるということになります。

なお、行政解釈においても、労働基準法の施行当時の通達（昭和22年9月13日基発第17号）では、「出社退社等について厳格な制限を受けない者」という文言が記載されていましたが、その後の通達（昭和63年3月14日基発第150号）ではかかる文言は削除されるに至っています。このような行政解釈の変遷からも、以上のような理解はできるのではないかと思います。

待遇の要素

次に、待遇の要素についてです。例えば、「労働基準法41条2号に基づく管理監督者といえるためには年収でどのくらい支払う必要がありますか？」と問われたときに、数値的な基準を明確に答えることはできません。また、営業成績が極めて優秀な従業員について、歩合給を含めるとその会社の経営者と同等、若しくはそれ以上の収入を得ていたとしても、その者が、経営者に代わって当該部門の業務の執行や業務従事者の労務管理を行うなどの重要な職務内容や責任と権限を有しているとはいえない場合には、管理監督者には該当しないということになるでしょう。このことから待遇の要素はそれ自体では何らの判断指針になっていないことがわかると思います。

そもそも、管理監督者といえるためには、部下よりも高い給与を受け取っていなければならないのかといえ、必ずしもそうとは限らないのではないのでしょうか。会社によっては、上司の下で営業活動を行っている従業員の方が自らの営業活動の成果に応じて高い収入を得ていたとしてもそれは何らおかしいことではないと思います。ときに、労働基準監督署や裁判所での判断にあたっては、管理監督者である上司と部下との関係において収入面での逆転現象が生じていないかどうかを検討することがありますが、私見としては、そのような検討は不要であり、あくまで「権限の要素」に基づいて管理監督者としての実態が備わっているかを判断すれば足りるものと考えています。

最後に

前号と今号では、管理監督者に関する論点を取り上げましたが、弁護士の方々いわく、現状においてもその判断には常に不明確さが伴っていると言わざるを得ませんし、このような状況が続くことは刑罰法規である労働基準法の適用範囲を画するという意味でも好ましいことではないとのこと。私見としては、「権限の要素」に焦点をあて、なお一層の判断基準としての明確化が進むことを望んでいます。

電子帳簿保存法における電子取引データの保存とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～



税理士 手嶋 浩明



リサ：電子帳簿保存法が抜本的に改正されたと聞きました。当社に何か影響はありますか。



サキ先生：令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子取引データをプリントアウトして紙で保存し、税務調査の際に提示・提出できるようにしていればよいのですが、令和6年1月からは保存要件に従って電子データとしての保存が必要です。



リサ：そうすると当社にも影響する可能性がありますね。保存すべき電子取引データとはどのようなものですか。



サキ先生：紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子取引データで、例えば、電子メールにより受領した請求書や領収書、ホームページやクラウドサービスを利用し受領した請求書や領収書、クレジットカードのWEB明細などが該当します。



リサ：電子取引データはどのように保存するのですか。



サキ先生：電子取引データを保存する際には、
①データの改ざん防止のための措置をとること、
②「日付・金額・取引先」で検索できるようにすること、
③ディスプレイ・プリンタ等を備え付けることが必要です。



リサ：保存要件①のデータの改ざん防止のための措置をとることとは、具体的にどのような方法がありますか。



サキ先生：「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法のほか、「改ざん防止のための事務処理規定を定めて運用する」方法でも構わないとされています。事務処理規定のサンプルは国税庁ホームページで公表されており、ひな形として活用できます。



リサ：「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法は、別途費用がかかりそうなので、当社では「改ざん防止のための事務処理規定を定めて運用する」方法が現実的ですね。保存要件②の「日付・金額・取引先」で検索できるようにすることとは、具体的にどのような方法がありますか。



サキ先生：表計算ソフトで索引簿を作成しておくことで検索できるようにする方法や、データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで検索できるようにする方法があります。



リサ：当社には関係ないと思っていましたが、保存すべき電子取引データの確認が必要ですね。

【著者紹介】手嶋浩明（てしま・ひろあき）1972年生まれ。東京国税不服審判所審判部、東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所に勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。

【実践税務調査】

税務調査は詰めで決まる

税理士 牧野 義博

ある現金商売の法人の現況調査で代表者個人名義の預金通帳が出てきました。毎日、一定のラウンド数字（1万円とか5万円のように切りのよい数字）での現金入金があり、貯まると出金されていました。どうも売上金の中から一定金額をつまんで抜いているように想定されますが、売上を抜いているという証拠が捕捉できていません。また、この通帳の入金は振込みや小切手入金といった記号等がついていませんので、誰からの入金かも特定できませんでした。ATMから入金されていますが、その都度ATMの場所が動いており、店舗の近くや代表者の住所地とは限らないのです。さあ、皆さんが調査官ならどうしますか？

これだけの条件では売上除外の推定はできますが、認定をすることはできません。なぜなら現金には色がついていませんので、相手先はもとより損益科目の入金かどうか特定できないからです。私が代表者なら、「日頃から会社や知人に金銭の融通をしており、その返済金が入金されているだけなので、何か問題でもありますか」と回答しますね。会社からの借入金の返済であれば、金銭出納帳にその日の返済金額が代表者名義の入金額より多くなればつじつまが合いませんね。代表者にいわゆる時貸しの原始記録（メモ類）の提示を求めたり、個人の収入状況から時貸しの原資を説明してもらうことから始める必要があります。仮に、原始記録が残っていない場合や物理的に個人の資産から貸せるだけのものが無かった場合でも、売上除外での否認は難しいでしょう。

もう一つの事例として、同じく代表者名義の預金に取引先からの振込入金があったことから、調査官は振込先に反面調査を行った結果、売上除外であることが判明しました。この売上除外の相手科目は何になるのでしょうか？

この預金は個人の公共料金の支払やローンの返済等の生活費も含まれています。従って、普通預金として会社に受け入れることはできません。この売上除外分はすでに費消されていますので、原則的には代表者への報酬、つまり認定賞与として法人税の他に源泉所得税が課税されます。ここで代表者から売上除外分について、分割で必ず会社に返済するから、貸付金処理にしてほしいという嘆願があった場合にどうするかです。

ここからは国税当局の裁量になりますが、過去において不正行為を行っていないか、あるいは金銭的に返済が可能なものなのか等を総合勘案して判断するものと思われます。仮に代表者への貸付金処理とした場合には、法人と代表者の間で金銭消費貸借契約書の締結と、振替伝票を作成し、具体的な返済計画を提出すれば認められることになります。この場合、貸付金に対する利息相当分については認定報酬となりますので源泉所得税が課税されます。

なお、途中で不履行が生じた場合には改めて認定賞与となりますので注意が必要です。

【著者紹介】 牧野義博（まきの・よしひろ）東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て、八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

そのストレスはなぜ？

原因はみんな違います

産業
カウンセラー
柏木 勇一

働く環境の変化から生じたストレスの現れ方

長期化したコロナ禍で、働く人たちの環境が一変しました。在宅勤務では、仲間と直接話し合うことがないので進捗状況が確認できません。製造現場で働く人たちは出社しなければいけませんが、事務職員が出社しないので、顧客先の情報も少なくなりがちです。どちらにしてもイライラが募りました。そう、ストレスはそれぞれの働き方で異なる形で生じたのが特徴でした。

電気製品の部品製造会社に勤める30代の男性Aさんから、どうしたらいいでしょうか、という相談を受けました。会社は出勤社員を調整していたそうですが、中堅社員として戦力になっていたAさんは、ほぼ毎日出勤。その影響で業務量が急激に増え、残業も多くなって、疲労を感じ、眠れない日々になりました。同僚との会話も減って「孤立状態」。やるべきことが分かっているのに後回しになり、ミスも目立ってきました。37度台前半の微熱が10日ほど続いたのでPCR検査を受け、結果は陰性でしたが軽い吐き気にも悩まされていました。

まず原因を把握、そこから対処方法が生まれます

つまり、ストレスといっても、その原因はみんな異なります。ストレスの種類はストレスを感じている人の数だけあるととらえた方がいいでしょう。

Aさんの場合は、ズバリ業務過多が原因です。どうすればいいか、皆さんもすぐ気がついたと思います。業務量の軽減が緊急課題です。ここは頑張らなければ、と無理をすると症状は進行し、さまざまな危険が生じることは容易に想像できます。

ほどほどのストレスを感じた方が、緊張感をもって仕事に取り組めるので効果があるという説もありますが、Aさんの場合は、ほどほどとは言えません。ストレス発散方法として、散歩や軽いジョギングをする、子どもと遊ぶ、休日は趣味の時間を持つ、などが挙げられています。もちろん否定はしません。自分流のストレス発散法を身につけて、ぜひ実行してください。同時に、ストレスの原因をしっかり押さえて、その原因に対応することがより重要です。

上司に求められる早期発見・早期対応、これは不変です

Aさんからは、対人関係の不満は語られませんでした。なぜ自分だけこんなにヘトヘトになるまで働かなければいけないのか、という思いはあったようです。つい、休みの多い同僚をうらやましく思う感情が、ストレスになって身体に影響したことも想像できました。こちらが主な原因と分かった場合は、カラオケで大声を出したり、スポーツで汗をかいったりする発散系の対処法が効果的です。休養系、癒やし系、発散系…などの複数の対処法を持っていたいただきたいと思います。

一方、職場で大事なことは周囲のサポートです。Aさんに上司への相談を勧めたところ、実は上司も心配していたことが分かり、業務量の分担が進んだそうです。本当は職場のメンタルヘルスの基本「早期発見と早期対応」を念頭に、上司が気付いた段階で手を打ってほしいケースでしたが、相談が正しい方向になったことはまずは良かったと思います。

【著者紹介】 柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー。家族相談士。交流分析士。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

パワハラ防止で企業価値高めよ

日刊工業新聞社
岡田直樹

2022年4月1日から中小企業でもパワーハラスメント対策が義務化された。大企業は2020年6月に施行済みだが、同様のルールが中小企業にも適用されることとなった。パワハラは行為者の問題として対処されやすいが、繰り返される職場では組織の体質に原因がありそうだ。中小企業ではトップの姿勢が決め手になる。義務化を企業価値向上のチャンスととらえ、体制づくりを急ぎたい。

改正労働施策総合推進法ではパワハラを「優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの」と定義している。たたく、殴る、蹴るなどの暴力行為は言うに及ばず、部下の同僚の前で叱責したり、就業時間外に飲食を強要したりするなど、精神的な苦痛を与えるケースも該当する。

必要な対策を講じなかった企業に対しての具体的な罰則規定はないが、問題発生時のリスクを甘く見てはいけない。法律に違反した企業は、厚生労働省による助言・指導・勧告の対象になり、改善が認められない場合は社名を公表されることもある。従業員のうつ病や自殺の原因になり、インターネットを通じて悪評が広がれば、企業の信用力は低下し、採用や業績に影響しかねない。

厚生労働省が2020年10月に実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去3年間にパワハラを受けたことがあると回答した労働者は3割を超える。内容は「精神的な攻撃」(49.4%)が最も多く、「過大な要求」(33.3%)、「個の侵害」(24.0%)、「過小な要求」(21.2%)などが上位を占める。

中小企業は義務化により、パワハラを行ってはならない旨を方針に明記し、行為者は懲戒処分になることを就業規則に定め、従業員に周知しなければならない。あわせて、従業員が相談しやすい窓口を設置して事実関係の迅速な把握に努め、行為が確認できた場合は被害者と行為者に適正な措置を講じる。また当事者が不当な扱いを受けないようプライバシー保護を徹底する必要がある。

パワハラ対策に過敏になるあまり、必要な注意や指導を避けるようになり、人材育成が手薄になってはいけない。上司が部下を叱る場合も、事柄の性質や互いの信頼関係によってはパワハラに該当しない。建設現場で工具を階下に落とした部下を厳しく叱りつけるのは「ヒヤリ・ハット」を防ぎ、重大事故の芽を摘むうえで重要なことだ。ただし「いつも、おまえはそうなんだから!」といった人格を否定するような叱り方は好ましくない。人権侵害になるだけでなく、職場の士気を低下させてしまう恐れがある。

中小企業にありがちな問題もある。「社長が行為者になっている場合、本人はパワハラとの自覚がなく、誰もブレーキをかけられない」と、企業のコンプライアンス（法令順守）に詳しい弁護士は指摘する。社長は「自分に限って…」との先入観にとらわれず、自身の評価について従業員の声にみみを傾ける余裕を持ちたい。

新型コロナウイルス感染症が落ち着いて景気が回復に向かえば、採用環境は再び「売り手市場」の傾向が強まり、雇用の流動化が進む可能性は高い。中小企業が多い小売、建設、製造、運輸、などの業種では若手のとりあいになることが予想される。少子高齢化を背景に労働力人口の現象が続き、給与水準の引き上げがなかなか難しい中で、パワハラ対策は人材の獲得や定着に欠かせない時代になった。企業の持続可能性を担保するための経営戦略と認識しておく必要がある。

【著者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき）1984年日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説員。

寝酒の良し悪しを検証し、 快適な自然の睡眠を得ましょう

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

最近、友人たちと会食をすると「寝酒をしているか、どうか」という話題が多くなりました。結論から言うと「寝酒をしている」という人がほとんどです。と言って、全員が酒好きなのではありません。お分かりでしょうが、酒の力を借りて眠りたいのです。いや、酒を飲まないで眠れないのです。「睡眠酒」と断じていいでしょうね。

アルコールを飲むと眠くなるのには、科学的な理由があります。全ての人がそうではありませんが、酒を飲むと血中のアルコール濃度が高まり、血管が拡張し、体温が下がるので、一種の麻酔作用が起きるのです。そうです、眠くなるのは、アルコールというよりは、麻酔のせいだと受け止めるべきなのです。

さて以上を踏まえて、寝酒は体に良いか悪いかを考えましょう。確かにかなり多くの人は短時間で眠くなりますから、ちょっとでも寝たい人には効果があると言えます。ただし、眠くなるのは麻酔に等しいものの仕業なので、血中のアルコール濃度が低くなるにつれて、覚醒作用が起き、眠りはどんどん浅くなっていきます。

家族に嫌われるのは、夜中に頻繁なトイレ通い

ここからがポイントになるのですが、睡眠とは脳を休ませることですから、熟睡すると翌日は快調のはずです。ところが、浅い眠りが続くと逆効果になります。もっと眠ろうとして、飲酒量は次第に増えます。しかもアルコールは体内の水分を奪うので、喉が渇いて水をガブ飲みして、夜中に何度も起きるトイレ通いが始まります。いい加減にしろと家族から嫌われ「押し入れて寝て、そこで用も足せ」などと人間扱いされない…なんてこともあるようです。

このような寝酒を推奨する専門医はまずいませんが、夜に飲む酒で寛大なのがひとつあります。それは晩酌。昭和のテレビドラマで見たことがあるような、一家の和やかな風景が浮んできませんか。日が陰り、周辺の喧騒も静まってきた夕飯時。ご亭主の大好きなつまみを作って帰りを待っていたお内儀が「あなた、お疲れさま。一杯どうぞ」と差し出す徳利の優雅なこと。嬉しくなったご亭主は、ふんわり眉毛になって「君もどうぞ」とさかずきを渡し、夜は更けていきます。

就寝の4時間前に酒を断つのも健康の秘訣

専門医が寝酒より晩酌を勧めるのは、適量のお酒で、つまみを口に入れ、その後に味噌汁、ご飯からデザートも食べるからですが、もうひとつ大事なことがあります。それは晩酌をしてすぐに寝る人はまずいないからです。専門医は就寝の4時間前に酒を断つよう求めています。晩酌をして眠たくなれば、入浴して眠気を覚ますこと。こうしたわずかな気配りが、健康を守る知恵で、長生きに直結します。

【著者紹介】大谷克弥（おおたに・かつや）医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載『医療ルネサンス』を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

令和4年7月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)プロパティ	三戸 浩	東1-32-12	3498-7370	不動産業
2	(株)劇団ひまわり	砂岡不二夫	恵比寿西2-12-12	3476-2121	劇団
2	(株)ブイ・シー・エヌ	柴田 裕之	恵比寿西1-8-1	5457-1650	経営コンサルティング
3	(株)PLAYNEW	小泉 翔	渋谷2-22-6		サービス業
6	(株)REX Corporation	林 潤	神山町22-2	5464-0663	不動産管理業
8	(株)タイキ	栗山 根年	本町3-27-3	4285-9060	不動産・投資・コンサルティング
10	(株)アブレドゥマン	沼崎 満	千駄ヶ谷5-16-10	6274-8533	婦人服製造卸
11	合同会社AKAMOKU.	高橋 俊平	神宮前6-23-4	6897-3621	建設業

令和4年8月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)セスク	村上 宗	恵比寿2-32-10	6805-1306	飲食店経営、パーソナルジム経営
1	MARK STYLER(株)	秋山 正則	広尾5-8-14	6687-9762	服飾メーカー
4	(株)リディファインダイニング	河村 剛臣	南平台町2-12	6433-7427	飲食業
4	DXプラナ合同会社	花村 剛	桜丘町23-17		情報通信サービス
10	ドーンバッハ・インターナショナル(株)	ミハエルサムソン	千駄ヶ谷5-27-3	6865-6619	経営コンサルタント(国際税務)
11	ヘリテッジ(株)	久保 順也	神宮前1-5-8	5846-9195	製造業・小売

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

10・11月

『時代祭』

京都の三大祭りの一つ、時代祭は1895年（明治28年）、平安遷都1100年を記念した、平安神宮の創建を祝って始まった。幕末の動乱で京都の市街地は荒廃し、明治維新によって事実上首都が東京に遷り、京都の人々は打ちひしがれていた。そんな中で、京都復興への願いを込めたのが平安神宮で、祭神は桓武天皇と孝明天皇だ。

祭は桓武天皇が平安京に入った日とされる10月22日に行われ、京都御所から平安神宮までを、明治維新の官軍に参加した勤皇隊を先頭に平安時代までの主要な人物に扮した市民らが練り歩く。

だが、京都に幕府を置いた室町時代だけが長らく欠けていた。足利尊氏が「逆賊」とみなされていたためだという。室町時代行列が初めて加わったのは、祭が始まって100年以上たった2007年のことだった。

『文化の日』

11月3日は「文化の日」。祝日法には「自由と平和を愛し、文化をすすめる」とある。

1946年のこの日は、日本国憲法が公布された日でもある。日本国憲法が平和と文化を重視していることから、48年に公布・施行された祝日法で「文化の日」と定められた。

もともとの日は明治天皇の誕生日で、明治時代は「天長節」、それ以後は「明治節」と呼ばれる祝日だった。

この日は晴れることの多い気象の特異日としても知られている。皇居では、文化を発展させる優れた仕事をした人に贈られる文化勲章の親授式が行われる。

文化を意味する英語の「カルチャー」は耕すという意味もある。ともすれば、目先の効率や効果にとらわれて、文化は蔑ろにされがちだ。「精神を耕す」文化の意味を改めて考えたい。



メールアドレスを登録しよう



11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日(水)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

スマホアプリ

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されているバーコードを読み取るにより納付できます。

クレジットカード

インターネットの専用サイトから納税が出来ます。



インターネットバンキング モバイルバンキング ATM

ペイジー にて納税ができます。



口座振替

都税Web口座振替申込受付サービスにて、11月10日までに申込みいただくと、個人事業税第2期分からの口座振替が可能です。



コンビニ



窓口

金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁の窓口



【お問合せ先】

<課税について> 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁

<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP
都税の支払い方法



昨年度に引き続き、令和4年度も 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
 ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限りします。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和4年12月28日です。
 まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。
 ※同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
 ※こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】 土地が所在する区にある都税事務所

にせ都税メール・電話にご注意ください

都税事務所を装って、個人情報などを不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。
 不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。
 また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

- 【事例】・「あなたは納付限を経過した税金を完納していません。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
 ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

振替納税を利用しよう

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を読みだそうとします。

【事例1】・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。

・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。

・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。

・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。

税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。

納税事務の負担が軽減されます!!

取扱税目 ○法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税

○事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）

○都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



しゅば法人No.577

ナンバープレースパズル●解答

解答	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	9	7	8	5	8				
A	9	1	3	7	2	5	6	8	4
B	8	2	4	1	6	9	5	3	7
C	6	5	7	4	8	3	1	2	9
D	3	7	5	9	4	1	2	6	8
E	4	9	6	8	5	2	7	1	3
F	2	8	1	6	3	7	4	9	5
G	7	6	9	5	1	8	3	4	2
H	5	4	2	3	9	6	8	7	1
I	1	3	8	2	7	4	9	5	6

●当選者

しゅば法人No.577の“ナンバープレースパズル”にご応募いただきありがとうございます。

代官山町 高山様
東 小幡様
円山町 石井様
代々木 野村様
恵比寿南 中東様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

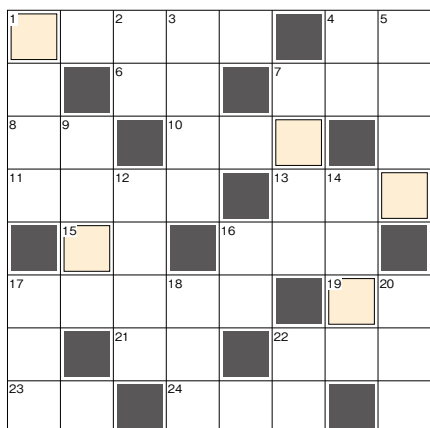
応募方法

郵便はがき: 〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和4年10月28日(金)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

クロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



「出会い」に関するクロスワードです タテのカギ

- 新居に到着。ご近所にごあいさつしなきゃ
- ドライブ中「〇〇の駅」で、偶然バツリ
- パシャリ、撮ってもらったのが交際のきっかけ
- どうしよう「〇〇ラブユー」と言われちゃった
- ジェット機もダンボのママも、超大型ゆえ
- 披露宴で紹介、二人の「恋のはじまり」のこと
- スマホなど、〇〇〇〇の利器で素敵な出会い
- 縁結びにご利益があるところも
- 孤軍、〇〇〇〇する彼に感銘、仲間に
- 〇〇に入らば〇〇に従え
- ここで会ったが百年目！覚悟しろ……と誰に？
- 〇〇〇不明の指輪が、こんな隙間に！

解答欄

ヨコのカギ

- 知らないひとにはシカト。赤ちゃんの成長過程よ
- こんなの初めて！と舌が出会うもの
- 「どうぞ」とお菓子を添えて
- 野球で、シュートが守る範囲
- 出会い頭に鉢合わせ。頭にボコリ
- 冗談やギャグ。通じる相手と意気投合
- 初々しいフレッシューズさん
- 父母の父母。出会いがあってワタシが存在
- 仮装舞踏会で顔につける
- 「天下〇〇〇」ならぬ「ケンカ〇〇〇」
- 伸直り
- 映画館で会いましょう。ゴジラやキングコング
- さえずってラブコール
- 俳優にとって。主が脇かは重要でしょう
- 家電量販店で遭遇、高性能〇〇〇清浄機
- 桃太郎と出会う、鬼ヶ島へは飛んで行く
- 会うか会わぬか、心掛けしだいの大王様

ぼくを見たら
思い出してね



不測の事態への準備。

福利厚生「葬儀支援サービス」で精神的・経済的な負担を軽減。

葬儀の見積り
事前相談

葬儀費用の
軽減

24時間
365日対応

“安心”
全国ネットワーク
約500加盟葬儀社・約2,700施設

全国儀式サービス コールセンター
[24時間・365日対応]

ヨ ニ イー シ ク ミ

フリー
コール 0120-421-493

詳細につきましては、『パンフレット』または
『ホームページ』をご覧ください。

全国儀式サービス

検索

パソコン・ケータイで検索ください



QRコード▲

しぶや法人 第578号／令和4年10月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 長島 祐司 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/> (会員の購読料は会費に含まれています。)